

**鳥取県告示第286号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
尾西小児科医院	倉吉市上井町一丁目197	平成21年3月31日
山崎内科医院	鳥取市立川町六丁目250	〃
大山町国民健康保険大山口診療所	西伯郡大山町末長290-7	平成21年4月1日